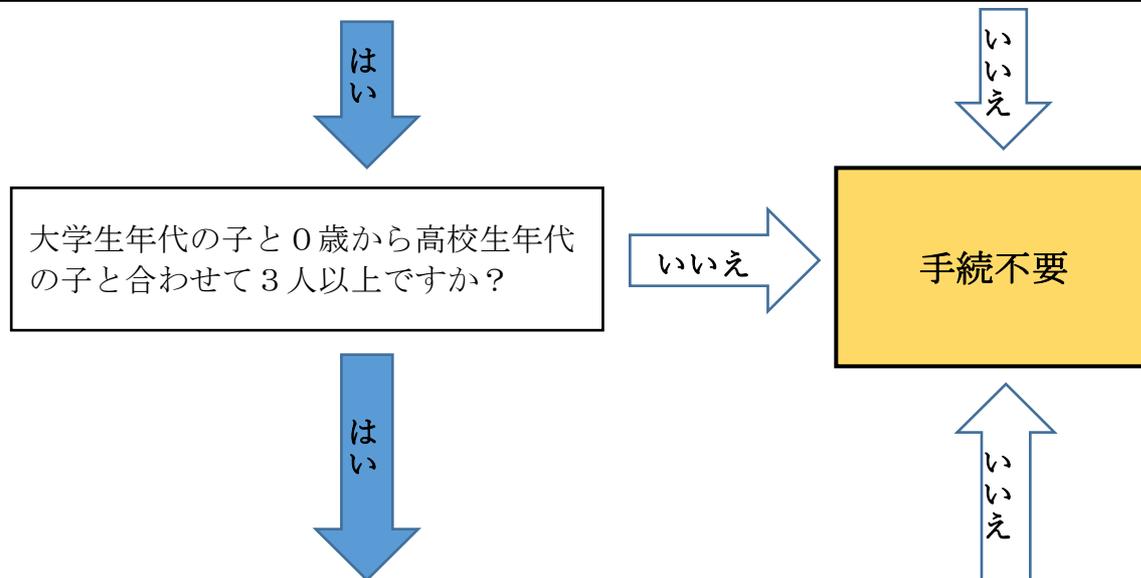


〈「監護相当・生計費の負担についての確認書」 手続要否確認フロー〉

令和8年4月1日時点で大学生年代（※）の子はいますか？

※大学生年代とは、18歳到達後最初の4月1日から22歳到達後最初の3月31日までの期間の子のことを指します。

（令和8年度は、平成16年4月2日～平成20年4月1日生まれまでが大学生年代となります。）



令和8年3月で高校、専門学校、短期大学を卒業する子を令和8年4月1日以降も養育（※）しますか？

※養育とは、児童に対して下記の①と②の両方を満たしている状態のことを指します。

- ① 監護に相当する日常生活上の世話と必要な保護をしていること。
- ② 生計費の相当部分を負担していること。

手続が必要です。

〈提出書類〉

- ・「監護相当・生計費の負担についての確認書」（全員）
- ・「児童手当 額改定認定請求書」（令和8年3月で18歳年度末を迎える子がいる場合）

※必要に応じて生計費の相当分を負担していることがわかる書類の提出を求められることがあります。